

監査公表第9号

地方自治法第199条第1項及び第2項の規定に基づき次のとおり監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和8年9月24日

新城市監査委員 夏目道弘
新城市監査委員 柴田賢治郎
(公 印 省 略)

第1 監査種別
定例監査・行政監査

第2 監査の対象
市民病院経営管理部
総務企画課、医事課、医療情報室

第3 監査に当たった監査委員
夏目道弘
柴田賢治郎

第4 監査の期間
令和8年6月15日～令和8年9月24日

第5 監査の方法
令和8年度の監査実施計画に基づき、上記部局に係る令和7年度に実施されている事務事業について、あらかじめ提出された監査資料をもとに法令、計数は勿論、事業の有効性、効率性、経済性、重点施策実施状況等に留意して聴取を行った。また、現金の管理状況等について確認するため、現地査察を実施した。

第6 監査の結果
事務処理及び事業の執行については、概ね適正に処理されていると認められた。
なお、軽易な事項についてはそれぞれ監査の過程において触れたところであるが、以下の項目を意見として発表する。

市民病院経営管理部

【総務企画課】

意見

- 1 市民病院の移転新築は、病院経営における最大の課題である。今後は、事業費を厳格に精査し、地域の医療需要を踏まえ、東三河北部医療圏の基幹病院としての適正規模を慎重に見極めるとともに、市民に対する説明責任を十分に果たされたい。また、3年連続の赤字決算に加え、診療報酬改定や国の支援等の先行きも不透明であり、企業債の償還負担によって改築後の経営が一層厳しくなることが懸念される。将来の経営見通しやリスクを明確にし、透明性を確保しながら事業を進められたい。
- 2 医師確保については、整形外科、脳神経内科及び腎臓内科の医師を確保したことは評価する。一方、病院全体の経営改善には至っていないことから、実施可能な取組を着実に積み重ねられたい。
また、職員一人ひとりが経費削減や経営改善を自らの課題として捉えることが重要である。管理職が中心となり、職員が自ら考え、主体的に行動できる組織風土の醸成に努められたい。

【医事課】

意見

- 1 市民病院の移転新築は、病院経営における最大の課題である。今後は、事業費を厳格に精査し、地域の医療需要を踏まえ、東三河北部医療圏の基幹病院としての適正規模を慎重に見極めるとともに、市民に対する説明責任を十分に果たされたい。また、3年連続の赤字決算に加え、診療報酬改定や国の支援等の先行きも不透明であり、企業債の償還負担によって改築後の経営が一層厳しくなることが懸念される。将来の経営見通しやリスクを明確にし、透明性を確保しながら事業を進められたい。
- 2 医師確保については、整形外科、脳神経内科及び腎臓内科の医師を確保したことは評価する。一方、病院全体の経営改善には至っていないことから、実施可能な取組を着実に積み重ねられたい。
また、職員一人ひとりが経費削減や経営改善を自らの課題として捉えることが重要である。管理職が中心となり、職員が自ら考え、主体的に行動できる組織風土の醸成に努められたい。